

木更津市地域福祉推進委員会会議事録

日 時 令和元年10月30日（水）午後2時00分から午後3時00分まで

場 所 木更津市役所朝日庁舎 多目的室13

出席者 委員長 石井 徳亮（市議会議員）
委 員 中村 和人（学識経験者）
委 員 松本 優一（公募）
委 員 前田 直志（市政協力員）
副委員長 及川 勝正（民生委員・児童委員）
委 員 齋藤 妙子（主任児童委員）
委 員 野中 道男（障害福祉団体）
委 員 林 伸子（児童保育福祉団体）
委 員 北原 美奈子（健康福祉団体）
委 員 石川 恵美子（知的障害団体）
委 員 柳井 ゆう子（福祉関係団体）
委 員 永野 昭（経済団体）
委 員 川名 千春（関係行政機関の職員）
委 員 宮野 照久（関係行政機関の職員）
事務局 森田 益央（社会福祉課長）
小泉 博（自立支援課長）
山本 奈朋子（社会福祉課副主幹）／司会
大倉野 映子（自立支援課副主幹）
伊藤 努（社会福祉課主査）／書記

木更津市社会福祉協議会 滝口 君江
鎌田 哲也
加藤 和子
上野 順子

【議事内容】

司会進行（山本副主幹）

本日は、公私ともご多忙中のところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、新たに委員に就任された方のご紹介をいたします。

委員長が決まっておりません。委員長の決めを仮委員長として、宮野委員にお願いして進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり。）

仮議長（宮野委員）

それでは改めまして木更津市福祉部長の宮野でございます。

委員長が決まるまでの間、議長を務めさせていただきますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

はじめに議事に入る前に委員の定足数を確認させていただきます。

本日の出席委員数は18名中、14名であり、半数を超えております。

附属機関設置条例第6条第2項の規定により会議は成立しました。

議題(1)「委員長の選出について」を議題に供します。

委員長の選出は、附属機関設置条例第4条第1項の規定によりまして、委員の互選になっております。それでは、委員長の推薦をお願いします。

永野委員

委員長には市議会教育民生常任委員会委員長の石井委員を推薦いたします。

仮議長(宮野委員)

ただ今、永野委員から、委員長に石井委員との推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり。)

仮議長(宮野委員)

ご異議ないものと認め、そのように決定させていただきます。

それでは、今後の進行につきましては、新委員長の石井委員にお願いすることにいたします。

以上で、私の仮議長の職は終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司 会(山本副主幹)

ありがとうございます。それでは委員長が決定しましたので、石井委員には議長として議長席で進行をお願いします。

議 長

石井と申します。よろしくお願いいたします。まずは台風15号・19号及び10月25日の大雨で被災された方にはお見舞い申し上げます。非常に大きな災害でたいへんとは思いますが、いち早い復興を祈念しております。

今日の地域福祉推進委員会では、皆様にご協力いただきながら委員長の職を果たしていきたいと存じます。今回の議題を見させていただきましても地域福祉推進プラン・自殺対策計画・成年後見制度利用促進計画と、非常に大切な案件だと感じております。木更津市の地域福祉推進のために今後より良いあり方について審議していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題に入らせていただきます。議題(2)「議事録署名人の選出について」ですが、いかがいたしますか。

(議長一任の声あり。)

議 長

議長一任ということですので、柳井委員と永野委員にお願いいたします。

続きまして議題(3)「副委員長の選出について」を議題に供します。副委員長の選出は、附属機関設置条例第4条第1項の規定によりまして、委員の互選になっております。それでは副委員長の推薦をお願いします。

石川委員

地域の実情に詳しいと思われまますので、木更津市民生委員児童委員協議会の及川委員を推薦いたします。

議 長

ただ今、副委員長に及川委員との推薦がありましたがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり。)

議 長

ご異議ないものと認めそのように決定させていただきます。

それでは、議題(4)「木更津市地域福祉推進プランについて」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

事務局(森田課長)

本日は第1回ということでございますので、まず私の方から木更津市地域福祉推進プランの大まかな概要及び当審議会にご審議いただきたい案件等について、ご説明を申し上げます。

本日お配りしましたピンク色の冊子「木更津市地域福祉推進プラン」こちらでございますが、平成29年3月に策定したものでございまして、これは第3期木更津市地域福祉計画と第3次木更津市地域福祉活動計画をあわせて一体にしたものでございます。この地域福祉計画でございますが、これは社会福祉法第107条に基づき策定されます地域福祉の充実を図る仕組みやシステム、ネットワーク作り等を市町村行政が具体化する計画でございます。また、本市の福祉分野における最上位の計画でございます。また、地域福祉活動計画でございますが、こちらは地域住民や住民団体が何に取り組み、どのように活動して地域福祉を実現していくか計画するアクションプランでございます。また、地域福祉の担い手である木更津市社会福祉協議会が策定したものでございます。この二つの計画は「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」が共通理念でございます。平成29年度から令和3年度の5年間を計画の期間としております。第3期木更津市地域福祉計画におきましては「住み良い街づくりの土壌を創ろう!」「風通しの良いまちを作ろう!」「これからは支える人を育てよう!」の3点を基本目標として掲げまして、その中に13点の基本方針を定めております。そして主な取り組み内容として75件を掲げてございます。また、第3次木更津市地域福祉活動計画におきましては、福祉への理解を広げていくために包括的、総合的な相談支援体制を確立するために地域住民による地域課題の解決力強化・体制づくり、誰もが安心して生活できるための4点を基本計画といたしまして、具体的な施策事業は37件でございます。

続きまして当審議会でご審議していただきたい役割につきましてご説明申し上げます。この木更津市地域福祉推進委員会の前身でございますが、こちらは木更津市地域福祉計画策定委員会という名称でございます。また、地域福祉計画、本日お配りした冊子でございますが、この計画の策定にあたり、委員の皆さまにご審議していただくことが役割であったことに対しまして、本日お集まりいただきました当推進委員会では、この計画の策定に加えまして、策定された計画、こちらの進行管理や地域福祉計画に付随します個別の計画、こ

ちらにつきましてご審議いただくことを役割としてございます。今後の大まかな予定でございますが、今年度はこの二つの計画の計画期間の3年目つまり丁度中間点にあたるので、地域福祉計画の主な取り組み内容として掲げました75件、また地域福祉活動計画の具体的な施策事業として掲げました37件、これら全件の進捗状況を木更津市、木更津市社会福祉協議会がそれぞれ整理をいたしまして、来年度以降の福祉施策がより充実するよう皆様の意見を賜りたいと考えておりました、来年の2月から3月までの間にご審議いただく場を設けたいと考えてございます。また、先の話しではございますが令和3年度には次期計画である第4期木更津市地域福祉計画、また第4次木更津市地域福祉活動計画を策定いたします。この審議会の皆様の任期が2年後の令和3年の10月29日となっておりますので、丁度過渡期に渡るかと思っておりますが、この計画の策定にあたりまして、事前にご意見を賜りたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。つきましては本日でございますが、本年度に策定を予定しております「木更津市自殺対策計画」並びに「木更津市成年後見制度利用促進計画」、こちらにつきましてご意見を賜りたいと存じます。詳細につきましては、担当課であります自立支援課よりご説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。簡単ではございますが、私の方からは以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明につきまして、何かご質疑等がございましたらお願いたします。特に無いようですので、続きまして議題（5）の木更津市自殺対策計画についてを、議題に供します。事務局に説明を求めます。

事務局（小泉課長）

自立支援課長の小泉と申します。よろしくお願いたします。私からは始めに自殺対策計画及び成年後見制度利用促進計画の策定の経緯について、始めに説明させていただきたいと存じます。

自殺対策基本法及び成年後見制度の利用の促進に関する法律が、平成28年度にそれぞれ改正されまして、自殺対策計画については、市町村に策定が法律の中で義務付けられました。また、成年後見制度の利用促進計画につきましては、努力義務ということで直接義務ではないのですが規定が設けられましたので、この計画についても合わせて策定しようとするものです。このため、所管課であります福祉部自立支援課におきまして、計画の素案を作成させていただき、先日配付させていただきました。木更津市地域福祉計画そのものではありませんが、木更津市地域福祉計画に関連する計画であるため、木更津市地域福祉推進委員会の委員の皆様より、ご意見をいただきたいと思いますと思ひまして、本日議題にあげさせていただきました。また今後皆様の意見を参考に素案の修正を行い、市の政策会議やパブリックコメント等を行い、最終的には今年度中に計画を策定する計画となっておりますので、本日は皆様の忌憚のない意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。なお詳細については、担当の大倉野より説明させていただきたいと思ひます。

事務局（大倉野）

本日お配りさせていただきました、木更津市自殺対策計画の概要をご覧ください。

まず1の計画の趣旨といたしましては、自殺対策基本法が改正され、自殺対策が生きることの包括的な支援として、実施されなければならないことが基本理念に明記され、自殺対策を推進することが必要となりました。本市では誰もが自殺に追い込まれることの無い社会を目指し生きることの包括的な支援として、関連施策との有機的な連携を図り、総合的に自立するため計画を策定することとなりました。2の基本理念といたしましては、誰も自殺に追い込まれることの無い木更津市の実現を目指してとしております。3の計画期間については、令和2年度から3年度までの3年間としています。4の計画目標については、国は平成27年度を基準として10年間としています。本市では平成30年度を基準として、十年後の令和10年までに自殺死亡率を30%減少し、自殺死亡率を12.5%にすることを目標としました。基本施策としましては、地域自殺対策計画において、全国的に実施することが望ましいとされている基本施策の5項目といたしました。1地域におけるネットワークの強化、2自殺対策を支える人材育成、3住民への啓発と周知、4生きることへの促進要因への支援、5児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進です。6の本市の従前施策として、地域自殺実態プロファイルを踏まえ次の3施策といたしました。高齢者対策、生活困窮者対策、勤務経営者対策です。7の生活の推進については、木更津市が主体となりながら国・千葉県と連携を図るとともに、広く市民や関係者等の協力を得て、それぞれの役割分担を基で一体となって推進していくこととしています。

本日欠席なのですが、金網委員の方から事前に意見をいただきまして、事務局で検討しているものを説明させていただきます。17ページの(4)生きることへの促進要因支援の評価指標についてですが、指標が促進要因の減少になっていると指摘をいただきましたので、孤立を防ぐというかたちでなく、自己肯定感を高められる居場所づくりへ変更したいと考えております。20ページの(5)児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進についての説明で、わかりにくいとご指摘をいただきましたので、今回概要のほうに短い文書で書かせていただく形に改めたいと考えております。最初に児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけではなく、様々な困難やストレスに直面した時に信頼できる大人や、相談機関に助けを求めてもよいということを学ぶ、SOSの出し方に関する教育を推進します、という形に変更させていただきたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長

それでは今の自殺対策計画について、何かご質疑等がございましたらお願いいたします。

松本委員

今年の木更津市とか千葉県の特性というのは、地域の特性を踏まえて作ってくださいとありますが、台風15号と19号において、世代を問わずにダメージを受けているので、来年も災害がある可能性もあるので、そういうことも踏まえて作ったほうがいいと思われまます。具体的に基本計画の中身に、自殺を防ぐとかの対策をあれば盛り込めればと思います。

自殺の件数というのはあまり多くないですね。例えとお世話をしている人の老々介護とかで、介護ができなくなって介護放棄となるとこれは犯罪ですね。それから頼むか

ら首を絞めてくれないかという殺人扱いで、警察とかとなってしまうのですね。そういうところを1点でも付けばいいと思います。そういう状況になった時の数を減らすため尊厳死というか、それは市で行う計画ではないのですが提案です。ようするに県とか市にこれは法改正をしなければいけない問題ですので、国の施策を受けて県で行うのですが、そこを受けてやるのではなくて、提案として県とか国に提案するようなことをどうでしょうかと言っているのです。今行っているのはオランダですね。私もそういう状態になったらオランダでやってもらいたいと思うのですが、なんにしても目をつぶっていないで、やっていかなとかえって犠牲者を出すことになると思います。

事務局（小泉課長）

尊厳死について盛り込めるどうかは、計画の趣旨として困難とされます。

松本委員

教育の推進とありますが、国民の教育は文科省で教育委員会となるとありますが、教育委員会に連絡は行くのですか。

事務局（大倉野）

このことについては文科省のほうからも、SOSの出し方に関する教育というものの指針が厚生労働省と文科省の連名で出ているので、自殺対策計画のほうにSOSの出し方というかたちで、載せてくださいというかたちで国から来ています。

松本委員

そうすると、こちらから学校のほうに働きかけるということはないのですね。

事務局（大倉野）

実際に木更津市では、中学生を対象にSOSの出し方教室を行ってしまして、中学生に対して1度は聞けるように13個あるので、4コースを3年間の間にとらせていただくかたちで、実際にSOSの出し方教室を行っております。

石川委員

計画の名前なのですが、自殺対策計画という名前は、この計画を推進していくにあたって、たくさんの分野のいろいろな人が協議していくことになりませんが、もう少し柔らかいというか、取り組みやすい名前はないものかと考えまして、生きること応援計画とか、包括的に生きことを支援する等の柔らかいものにできないかと提案します。

議長

教育面で心の教育とかのかたちでも、中で対応していきたいと思いますので今後については、進めていければいいと思います。他にございますか。

石川委員

知的障害の方で自殺について、市として把握していることはありますか。

事務局（大倉野）

知的障害の方が、何人自殺されているのかというのはデータとしてありません。年齢別には、国で統計をとっております、厚生労働省のホームページで公表されています。

石川委員

木更津市の自殺の特徴というページがありまして、主な自殺の危機経路というのがある

のですが、男性60歳以上で無職同居の方の実際のこういう経路で、自殺に至ったという方なのですか。

事務局（大倉野）

その方が主であったという統計でみると、こういう経路に分析されますというかたちになりますというものになります。

議 長

他にございますか。自殺に関しましては、議会のほうでもいろいろ議論されることがございますが、特定の方が亡くなると、自死遺族としては5人くらいの方が心を痛めていると聞いておりますので、その点ではこういったことについて、これをやっているということの周知が大切だと思うのです。実際やっていて、こういうことをやっていますと言っても、結局自殺に向かって進んでいってしまわれる方の耳に届くか届かないかで、全然変わってくると思いますのでその点については執行部の方よろしくお願いします。

その他にございますか。他にないようですので、続きまして議題（6）の木更津市成年後見制度利用促進計画についてを議題に供します。事務局に説明を求めます。

事務局（大倉野）

続きまして、木更津市成年後見制度利用促進計画の概要について、説明させていただきます。まず1の計画の趣旨といたしましては、権利擁護の必要な人を適切に成年後見制度を利用し、本人の権利が守られる地域づくりを目指す計画を策定します。2の計画期間としては、令和2年度から3年度の2か年としました。3の本市の現状と課題については、認知症の高齢者や知的・精神障害のある人が、住み慣れた地域で暮らし続けられる体制の整備が必要であるという認識を持っております。4の本市の基本理念といたしましては、認知症・知的障害・精神障害等の理由で、判断能力が充分でなくても住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを目指していきます。5の成年後見制度利用促進のための取り組みについては、本市の成年後見制度の利用促進の総合的かつ計画的に推進していくため取り組み目標として、成年後見制度利用促進計画の目標を3つの基本施策として、その下に実施状況があるものとしたしました。施策の1といたしましては、利用者がメリットを実感できる制度の運用として適切にサービスにつなげるとともに、利用者が分かりやすく使いやすい制度の運用を図ります。施策の2といたしましては、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりで、権利擁護が人へのアプローチづくりやニーズの掘り起こしの他、困難なケースの対応は、地域の関係機関と連携した取組みができるように、ネットワークの構築を図ります。施策3は、制度の機会促進と適正な運用に向けてで、地域全体に制度の周知・啓発の拡充を図ることにより、制度の理解促進へと繋がり地域全体で支えあう制度として、適正に運用されるように取組むこととしています。最後に計画の推進体制としては、木更津市が主体となり、木更津市社会福祉協議会や各関係機関と連携を図りながら推進していくこととしています。以上となります。

議 長

ありがとうございました。それではただ今の説明について、ご質疑がございましたらお

願いたします。

松本委員

推進であるとか、課題と現状を通じて推進していくかたちですよね。大体このようなかたちでいいのですかね。

事務局(小泉課長)

あくまでも取り組みの目標として推進していきますよ、というかたちで進めてまいります。まして内容的にいつまでというのは、区切れるようなものは難しいところもありまして、木更津市としてはこういう方向で、この計画期間は今回2年間なのですが、その方向で進んでいきたいということで、2年後にまた見直しを行うと考えております。

野中委員

社会福祉協議会で後見制度を運用されていますよね。状況はどうでしょうか。

事務局(大倉野)

相談支援事業につきましては、社会福祉協議会が設置しております木更津後見支援センター委託していますので、そちらのほうで、いろいろな相談ですとか受けていただいております。8月1日から成年後見制度の相談の中心となる期間を、設けなさいという期間が利用促進計画の中で決まっていますので、木更津後見支援センターにお願いしております。

石川委員

木更津後見支援センターの相談件数についてですが、3つの主要事務とありますが、どんなものでしょうか。

事務局(大倉野)

亡くなった後に成年後見制度自体が活着ている間の制度となっております、その後については、相続人に引き渡して終わりというかたちなのですが、相続人等がいない場合に活着ている間に契約を交わして、亡くなった後にこういう処理をしてくださいと、お願いしているというかたちになっております、それをおこなっております。

石川委員

その他がどういうものなのかと、もうひとつが成年後見の方ではないのですが、日常生活自立支援事業というのが、これは別にありますけど、それも知的障害の子どもにはとても大切な事業と感じているので、その利用者さんの様子と、どのくらい利用しているのかを教えてください。

事務局(大倉野)

まずその他についてですが、ここに分けられなかったものを、その他に全部入れさせていただいたかたちとなっております、一般的な全く成年後見制度を知らない方も多いので、どういった制度なのか、と問い合わせですとか、そういったものですとか、ご家族の中の方が認知症になってきて、どうすればいいかの相談ですとか、本当は成年後見制度ではないのですが、他機関に繋いだほうがいいのかのような相談とかが、全てここに入っています。

日常生活自立支援事業の件数については、社会福祉協議会に事業となりますので、こち

らでは把握しておりません。今日来ている社会福祉協議会の職員は、後見支援センターの職員ではありませんので、件数については申し訳ありませんが、後日調べましてご連絡させていただきます。

議長

ほかにございますか。こちらの後見制度については、財産の処分とか、不動産の関係ですとか、生活の関係等が入っておりますので、その辺につきましてもきめ細かい支援をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

北原委員

一番最初に地域福祉推進プランの中で、75件と35件といった内容があったのですが、それはどこを見たら何件というのがわかるのでしょうか。

事務局（森田課長）

具体的に申し上げますと58ページをお開きください。こちら第4章から「地域福祉計画の取り組みの方向性と展望」として第4章が始まっております、こちらにそれぞれの基本目標であるとか、方針ごとに主な取り組み内容としまして、例えば1番「住みよいまちづくりの土壌を創ろう！」の中の、基本方針1「対象者横断のワンストップ一括相談・支援体制の構築」というところの主な取り組み内容としては、次のページにあります59ページの主な取り組み内容というところに掲げてあります。この中には、それぞれの基本方針の中で重複するものもございますが、そちら重複するものも1件といたしまして、全部で75件ございます。具体的に言いますと、例えば59ページで言いますと、2番目の「社会福祉協議会への地区担当コミュニティソーシャルワーカーの配置」というものがこの中では、主要事業として掲げてあるものでござりますが、これは私共、社会福祉課が所管しているものでございまして、当初計画では29年度に準備を整え、30年度からモデル地区社協への配置と検証というような計画で、33年度までというような計画を盛り込んでございますが、こちらについては、今後進行管理ということで、今後皆様に審議していただく中身といたしましては、実際にこの事業、今どこまでやっているんだということ、それぞれの事業単位で今の進捗状況、例えば、そこで現れた問題点であるとか、課題等というものを整理したものを用意いたしまして、皆様にこの事業は、もうちょっとこういうことをやってみてはどうかとか、この事業については、方向を変えるべきじゃないかといったようなご意見をいただく、機会を今年度中に設けたいと考えております。ですので、具体的な取り組み内容につきましては、58ページ以降にそれぞれ今の取り組み内容となりますので、進捗状況の確認につきましては、この件数1件、1件についてそれぞれ具体的に各状況を整理する予定でございます。一方で、社会福祉協議会が策定しました第3期地域福祉活動計画の方の中身につきましては、こちらはページにいたしまして、第5章76ページからとなっております。この76ページに概要が書かれまして、それぞれ活動計画については、こういうかたちで作りましたということで、80ページから先ほど申し上げました基本理念から基本目標がございまして、それぞれ具体的に言いますと、81ページ2番の基本的計画と具体的施策事業というもので、例えば、「福祉への理解を広げていくための情報につながる」というところにつきましては、「広報・ホームページ等による情報発

信の充実」であるとか、「地区社協、福祉活動団体等に関する情報の収集・提供」というふうに掲げてございまして、それぞれの基本計画に応じてこういうことをやっていきますと、例えば、関連するもので83ページに「きさらづ成年後見支援センターの運営」などというものがございまして、これが本日の議題とも関連するところでございしますが、こちらが社会福祉協議会が策定いたしました、いわゆるアクションプラン、こちらにつきましても現在の進捗状況等を整理いたしまして、皆様にご意見をいただいて、残り2か年となる来年度以降の福祉施策に、活かしていきたいというふうに考えております。長くなりましたが以上です。

議 長

ほかにございますか。それでは各議題について無事審議がおわりましたので、これをもって議長の仕事が完了させていただきます。皆様にはご協力いただきまして、誠にありがとうございました。事務局にお戻しいたします。

司会進行（山本係長）

審議ありがとうございました。会議は以上となります。次回の委員会が2月から3月ということで考えておりまして、またご案内を差し上げますので、是非ともご出席のほうをご検討いただければと思います。それでは、以上をもって木更津市地域福祉推進委員会を閉会といたします。本日は誠にありがとうございました。

以 上